

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

口能登「みのり豊かで住みよいまちづくり」プラン

2. 地域再生計画の作成主体の名称

石川県、石川県羽咋市、石川県羽咋郡宝達志水町

3. 地域再生計画の区域

羽咋市及び羽咋郡宝達志水町の全域

4. 地域再生計画の目標

羽咋市と宝達志水町は、石川県の中央部となる能登半島の基部に位置し、能登半島への玄関口となることから「口能登（くちのと）」と呼ばれている。西は日本海の千里浜海岸と柴垣海岸、東は能登の最高峰となる宝達山（標高 637m）と碁石ヶ峰があり、北には眉丈山系を仰ぎ見る自然豊かな伝統行事や生活文化が育まれた地域である。特に、宝達志水町今浜から羽咋市千里浜までの海岸線約 8 km の千里浜海岸は、砂粒が他の海岸のわずか 4 分の 1 から 8 分の 1 と小さく、海水がしみこんだ砂は固く締まり、車が走れる数少ない海岸で「千里浜なぎさドライブウェイ」と呼ばれ全国的にも有名である。海水浴シーズンには県内外からの家族連れ等多くの観光客が訪れ、浜砂で砂像等を制作する砂まつりやビーチバレーボール大会、ジェットスキー大会等のイベントも好評である。

本地域の道路状況については、南北方向に国道 159 号と国道 249 号が整備されており、加賀から能登へ行き来する主要道路となっている。また、東西方向には国道 415 号が整備され、富山県からの石川の第 2 の玄関口となっており、これらが地域の主要な道路ネットワークを形成している。しかし、全線が片側 1 車線道路であるため通勤時間帯や観光シーズンには慢性的な渋滞が発生している。

農業については、水稻作を基本としているが、近年は減反による転作作物としてイチヂクやスモモの果樹栽培や花木栽培が盛んに行われ、また砂丘地にはブドウ、スイカ等の栽培が盛んで県内外の市場に出荷されている。しかし、これらの出荷量が増加するにつれて輸送車両の通行が増大しているにも関わらず、信号機が多く人家連坦区間の多い既存国道を輸送路として利用しているため時間がかかり、新鮮な農産物を迅速に市場へ出荷できない状況である。また、農村地域に点在する集落間を繋ぐ道路が狭小で未整備なため、農産物運搬車両の大型化が出来ず、広域的な出荷体制の確立ができないという問題を抱えている。現在建設の進められている広域農道は、能登半島基部を縦走して河北縦断道路に連絡する基幹農道であり、これらの整備により農産物流通の合理化、広域化が可能となり、同時に中山間地域の各集落や市街地等を結ぶ生活幹線道路としても地域道路ネットワークの改善に大きな役割を果たすものである。

また、近年の農村における過疎化、高齢化の進行や耕作放棄地の増加等、地域農業の衰退が懸念されていることに対し、地域の新鮮な農産物及びその加工品を販売することにより農業所得の増加を図り、併せて高齢者が生きがいを感じて生活できるよう、生産者と消費者とが直接触れあう交流拠点として農産物直売所を整備し、農業農村の活性化を目指している。

市街地の道路網については、主要道路である国道、県道や駅、小中学校等を結ぶアクセス道路において狭小区間が散在し、一部において変則的な交差点が形成されていることから、通勤時に渋滞が発生しており、通勤通学者と通行車両との錯綜による交通事故発生も懸念され、危険な状態となっている。また、当地域では地域活性化や就業の場を確保するため工業団地を整備し、民間企業の誘致を推進しているが、それらへのアクセス道路が狭小で大型車両による原料や製品の輸送に支障を来すため、企業進出が進まない原因となっており、これら既存道路の改良が急務

となっている。代表的事例としては、本地域では千里浜海岸への漂流木や森林管理のための間伐材等の木質廃材が毎年大量に発生しており、それらの処分費が増嵩する問題を解決するため、それらを原料とするバイオマス発電所を誘致する計画を推進しているが、施設の性格上山間部に立地を求めねばならないため、アクセス道路の未整備が誘致の障害となっている。

さらに、主要道路である国道 415 号の渋滞対策としてバイパス工事が平成 22 年度の開通を目指して整備中であるが、バイパス供用後にはこれにアクセスする周辺道路の交通量が増大すると見込まれ、これらに関連する周辺道路を併せて整備していくことが必要である。

また、中山間地域の集落内や集落間を連絡する生活道路については、依然として狭隘な道路が多く、デイサービスなどの福祉車輛や消防車輛などの緊急車両の進入や通行車両のすれ違いが困難な状態となっており、狭小区間の改良により安心して暮らせる住みよい道路環境整備が必要である。

以上の問題点を総合的に鑑み、地域の幹線道路となる広域農道の整備、また、広域農道や国道及び県道の幹線道路にアクセスする市町道整備を道整備交付金により一体的に整備し、地域の生活・産業を支える安全・安心な道路ネットワークの構築を図り、農産物の実り豊かで住民が住みよいと感じる魅力的なまちづくりを推進する。

- (目標 1) 広域農道及びこれにアクセスする市町道整備による農産物輸送時間の短縮
(0.1km 減、5 分短縮 現状 16.0km、24 分→目標 15.9km、19 分)
- (目標 2) 工業団地へのアクセス道路整備による企業進出促進に伴う製造品出荷額の増加
(現況出荷額 97,696 百万円/年 → 計画出荷額 99,650 百万円/年 2%増)
- (目標 3) 農村地域の道路改善及び農産物直売所の整備による農産物
(施設野菜、露地野菜、果樹、施設花き)の生産額増加
(現況生産額 396 百万円/年 → 計画生産額 408 百万円/年 3%増)
- (目標 4) 公共施設等へのアクセス道の不快箇所整備及び交通量の分散による事故件数の削減
(現事故発生件数 234 件 → 目標件数 197 件 16%減)
- (目標 5) 農産物輸送及び集落間移動距離・時間の短縮
(1.0km 減、5 分短縮)
- (目標 6) 地区内の生活道路におけるすれ違い困難箇所の改善
(すれ違い困難箇所の減少 87.9km → 86.4km (9 箇所 1.5km の減))

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

道整備交付金を活用し、能登半島を縦断して河北縦断道路に接続する幹線道路である広域農道を整備するとともに、幹線道路、工業団地等へのアクセス道路や、駅・小中学校への生活道路を一体的に整備し、農産物の物流効率化、市街地の渋滞緩和や工業団地等へのアクセス改善、通勤・通学路環境の改善を図る。また、中山間地域の生活道路を確保し、過疎化に歯止めをかける。

また、舗装や橋梁等の道路施設の老朽化が顕在化しており、今後、更に老朽化施設の増加が見込まれることから、道路利用者の安全で円滑な通行を確保するため、計画的な補修・補強を行い施設の長寿命化を図ることで、維持管理費を含めたトータルコストの縮減を行う。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

・道整備交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示す図面による。

・市道全16路線については昭和56年から平成21年にかけて道路法第8条第2項により道路認定済み。

- | | | |
|-------------|---------------|------|
| ①市道羽咋204号線 | (S56. 10. 3) | 道路認定 |
| ②市道羽咋279号線 | (H18. 12. 18) | 道路認定 |
| ③市道粟ノ保30号線 | (S56. 10. 3) | 道路認定 |
| ④市道粟ノ保67号線 | (H18. 12. 18) | 道路認定 |
| ⑤市道粟ノ保102号線 | (H18. 12. 18) | 道路認定 |
| ⑥市道富永98号線 | (H18. 12. 18) | 道路認定 |
| ⑦市道邑知7号線 | (S56. 10. 3) | 道路認定 |
| ⑧市道余喜9号線 | (H18. 12. 18) | 道路認定 |
| ⑨市道余喜73号線 | (H 3. 1. 14) | 道路認定 |
| ⑩市道越路野78号線 | (S56. 10. 3) | 道路認定 |
| ⑪市道粟ノ保104号線 | (H20. 3. 19) | 道路認定 |
| ⑫市道邑知56号線 | (S56. 10. 3) | 道路認定 |
| ⑬市道余喜21号線 | (S56. 10. 3) | 道路認定 |
| ⑭市道余喜10号線 | (H21. 7. 17) | 道路認定 |
| ⑮市道余喜2号線 | (H56. 10. 3) | 道路認定 |
| ⑯市道余喜28号線 | (H56. 10. 3) | 道路認定 |

・町道全21路線については昭和54年から平成21年にかけて道路法第8条第2項により道路認定済み。

- | | | |
|------------|--------------|------|
| ①町道子浦針山線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ②町道子浦二口線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ③町道菅原吉野屋線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ④町道荻島敷浪線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ⑤町道柳瀬11号線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ⑥町道柳瀬12号線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ⑦町道柳瀬14号線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ⑧町道柳瀬15号線 | (H20. 3. 14) | 道路認定 |
| ⑨町道柳瀬16号線 | (H20. 3. 14) | 道路認定 |
| ⑩町道菅原6号線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ⑪町道北川尻堂田線 | (S57. 3. 18) | 道路認定 |
| ⑫町道向瀬所司原線 | (H 2. 3. 26) | 道路認定 |
| ⑬町道免田坪山線 | (H21. 2. 26) | 道路認定 |
| ⑭町道荻市子浦2号線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ⑮町道荻島3号線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ⑯町道荻谷敷波線 | (H 7. 6. 22) | 道路認定 |
| ⑰町道吉野屋5号線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ⑱町道荻谷10号線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ⑲町道散田原線 | (S54. 3. 22) | 道路認定 |
| ⑳町道山崎4号線 | (S58. 3. 14) | 道路認定 |
| ㉑町道宿13号線 | (H18. 6. 19) | 道路認定 |

・広域農道羽咋地区については平成15年7月17日付けで土地改良法第87条の法手続きが完了している。

[施設の種類(事業区域)、事業主体]

- ・市道(羽咋市)羽咋市
- ・町道(宝達志水町)宝達志水町
- ・広域農道(宝達志水町)石川県

[事業期間]

- ・市道(平成19～23年度)
- ・町道(平成19～23年度)
- ・広域農道(平成19～21年度)

[整備量及び事業量]

- ・市道 6.51 km、町道 2.67 km、広域農道 3.20 km
- ・総事業費 2,459,800 千円(うち交付金 1,229,900 千円)
- 市道 937,800 千円(うち交付金 468,900 千円)
- 町道 388,000 千円(うち交付金 194,000 千円)
- 広域農道 1,134,000 千円(うち交付金 567,000 千円)

(5-3) その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

本地域では、以下の他分野に亘る事業・企画と連携し、総合的に地域づくりに取り組んでいる。

(1) 山彦・海彦計画事業

羽咋の中山間地域である神子原地区で栽培されたコシヒカリを美味しいお米「神子原米」としてブランド化を図るなど、一次産物の二次産業化による付加価値付けや遊休農地・空き農家対策の「空き農家・農地情報バンク制度」、農業・農家宿泊体験を可能とした「エボシ親農家制度」、農家の経営構造改善と所得向上を目的とした農産物直売所・加工所の建設など、自活・自立できる農村・漁村づくりと活性化を図る総合的戦略を実施している。

(2) バイオマス発電所の整備

宝達志水町針山地区において海岸に漂着する流木等の木質廃材や森林での間伐材等の処理施設から発生する木材チップ等を燃料とする木質バイオマス発電所を民間から誘致し、木質ゴミの処理促進及び発電エネルギーへの有効利用を図る。

(3) 農産物等直売所の整備

農産物等の生産農家、団体などにより組織されている町農産物等直売所推進協議会を推進母体として、国道159号沿いに「道の駅」と併設した農産物等直売所を建設する。このことにより、宝達志水町の農産物(おいしい米、いちぢく、ぶどう、すもも、チンゲンサイ等)の販路拡大、地元農産物のピーアールなど全国に発信できる拠点づくりと農業者の生産意欲の向上や所得向上が図られ、地域の農業振興を積極的に推進する。

(関連事業)

○住みやすい中山間地域づくり事業

- | | |
|----------------------|---------------|
| ア 農産物等直売所設置事業の実施計画策定 | 平成19年度実施 |
| 生産農家、団体及びグループ | 23団体 |
| イ 農産物等直売所設置にかかる調査・検討 | 平成19年度実施 |
| ウ 住みやすい中山間地域づくり事業 | 平成20年度～平成21年度 |
| ・農産物等直売所、農産物等加工施設の建設 | |

(4) 住まいづくり奨励金

地域外からの転入者の住宅取得に対し奨励金を交付し、人口の減少を抑制し定住促進と地域の活性化を図ることを目的とするものである。

(5) U・Iターン者奨励金

Uターン者（宝達志水町に住所があった人が転出したのち、再び本町に転入した人）やIターン者（他市町村から本町に転入した人）には、単身者に5万円、家族帯同者に10万円を支給する。

(6) 育児奨励金

宝達志水町民が第3子を出産したとき1か月15,000円を支給し、第4子からは1子増すごとに5,000円を加算した額を満3歳になる月まで支給する。

(7) 羽咋のとっても簡単就農特区(H16.12.8認定)

羽咋市の中山間地域において、農村入居希望者等に農地に関する権利の取得要件を50a以上から10a以上に緩和することで、耕作放棄・遊休化した農地を保全するとともに、農村人口の増加と、離村した農家への入居を促進する「空き農家・農地情報バンク制度」の発展と農村活性化を図るものである。

(8) 羽咋のご利益—御神酒（濁酒）特区(H17.7.19認定)

羽咋市には、豊かな自然に恵まれた中山間地域があるが、近年、過疎化に伴い主要産業である農業の担い手の高齢化、後継者不足により、農村での活力の低下が指摘されている。そこで、これらの地域が自立・自活できる1.5次産業を推進するとともに、特定農業者による濁酒製造事業を可能とする事によって、新たな都市住民との交流や滞在の拠点である農家民宿の自立を促し、農村集落と都市との交流を促進する。このことにより、活力ある産業基盤の形成、雇用の場の確保を図り、地場産業の育成をはじめ、商業・観光業の活性化を目指す。

(9) はくい幼児教育特区(H17.7.19認定)

羽咋市には、私立幼稚園2園が設置されており、幼児教育を担っている。この2園では、満3歳経過後の年度途中の入園を実施している。しかしながら、少子化の進行により、子どもの健全な発達に必要な自主性や社会性を育む機会が減少している。このため、保護者からは年度当初からの入園希望が強く、一方幼稚園側も年間を通しての教育課程が組みにくいなどの問題がある。そこで、特例を活用することにより、満3歳に達する年度当初から就園を可能とし、幼児の社会性の涵養など幼児教育の充実や、子育て支援の拡充を図る。

6. 計画期間

平成19年度～平成23年度

7. 地域再生計画の目標の達成に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に石川県と羽咋市、宝達志水町、地域住民で構成する評価検討グループを組織し、目標の達成状況、事業評価、改善事項の検討等を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし